

糸満市立米須小学校 感染防止対策ガイドライン

本ガイドラインは、文部科学省や沖縄県の指針等に基づき、学校の感染防止対策に関する具体的な事項について作成したものです。以下の内容を参考に、児童の発達段階等を考慮しながら感染症対策に努めていただきますようお願いいたします。

(尚、今後も新たな情報や知見、感染状況にあわせ適宜見直しを行うことをご理解ください
**“病気”“不安”“差別”という「3つの感染症」の拡大をとめるために自分には
 今何ができるのか、不安を感じたらどうすればいいのか、感染症となった人・
 関わる人とどのように接するべきなのかを考えよう。**

なくそう！ “差別・偏見”

登校前	【持ち物】	ハンカチ・ティッシュ・マスク(予備も持つ)・マスクを置くためのビニールや布、水筒等 ※個人の除菌シート等の持参(保護者が希望した場合、学校と相談した上で個人で管理することを条件に許可する)		
	【健康観察】	①朝晩の体温・体調をチェック、健康観察シートに記入(保護者のサイン等)⇒発熱等のかぜの症状がある場合等には自宅で休養する。 ②同居の家族に発熱等のかぜ症状がないかどうかの確認。⇒同居の家族にかぜ症状が見られる場合も登校せず自宅での健康観察を行う。		
	【登校】	登校時、健康観察を必ず行う。(検温、かぜ症状、同居家族の状況の確認) 《健康観察シートが未記入・忘れた場合》⇒ A=健康状態に問題なし⇒教室へ B=健康状態が気になる⇒保健室へ(保護者に連絡し自宅療養を促す) ※健康観察を行う校舎入口は、 密集しないようにする 。 体調の変化に早めに気づくことが目的なので、一人ひとりが意識を高くし、協力し合う。		
	【手洗い】	手洗い(30秒程度かけて、水と石けんで丁寧に洗う。)は以下の場面で意識して行う。 ※手を拭くタオルやハンカチ等は共用しない。 ①登校後 ②外から教室に入るとき ③咳やくしゃみ・鼻をかんだとき ④給食(昼食)の前後 ⑤掃除の後 ⑥トイレの後 ⑦図書館利用、読書の前後 ※手指で顔を触らないなど接触感染を理解し、必要と判断した場合は手を洗う。		
	【咳エチケット】	咳・くしゃみをする際 ⇒ マスクやティッシュ・ハンカチ、袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえる。 ※基本的には、マスクを着用していれば、咳エチケットを守ることができる。		
	【3密の回避】	①常時2方向の窓を10cm以上同時に開け、換気に務める。窓のない部屋等は常時入り口を開けておくなど十分に換気する。 (扇風機等を利用して換気を行うなど空気の流れをつくる) ②①のような換気が十分に行えないような場合は、休み時間毎に2方向の窓を全開し、10分間程度、換気を行う。 ③体育館のような広く天井の高い場所も換気に努める。 ※人の密度が高くならないように互いに意識し、必要があると判断した場合は様々な方法で換気を行う。		
	「密閉」の回避 (換気の徹底)			
	「密集」の回避 (身体的距離の確保)	①教室では、できるだけ2m程度(最低1m)を目安に様々な活動で友だちや先生とできるだけ間隔を取る。 (間隔(身体的距離)が十分とれないときはマスクを着用することを心がける。) ※感染拡大(レベル2~3)時は、地域の状況に応じて、身体的距離の確保を優先して分散登校や時差登校の導入などの工夫を行う。 ②間隔(身体的距離)が十分とれない場合は、全校集会及び学年集会などは行わない。(間隔がとれて実施する場合は短い時間で)		
	「密接」の場面への対応 (マスクの着用)	基本的には常時マスクを着用する。(但し、熱中症も命に関わる危険があるので、熱中症への対応が優先) ※マスクを着用する必要がない場合 ・十分な身体的距離が確保できる場合 ・熱中症などの可能性が高いと判断した場合 ・暑さで息苦しいと感じた時は、先生や友だちに伝え、マスクを外し呼吸を整えるなど自身の判断で対応する。		
	学校生活	【トイレ使用】	①日頃から、トイレ内はよく換気する。 ②フタがあるトイレの場合は、フタを閉めて水を流す。 ※トイレの後の手洗いは30秒程度かけ水と石けんで丁寧に洗う。(手を拭くタオルやハンカチ等は共用しない)	
【給食】		◆手洗いを30秒程度かけ、水と石けんで丁寧に洗う。 ①手洗いを確実にこなしたか等、当番などを決め全員が食事の前後に手洗いを徹底する。 ②食事は、机を向かい合わせにしない、会話を控える。 ③食事の後はすぐに正しくマスクを着用する		
【清掃】		①清掃は十分な換気やマスクの着用を心がける。(暑さで息苦しいと感じた時は距離をとってマスクをはずす) ②清掃にあたっては、工夫して、ていねいに行う。 ※清掃後の手洗いは30秒程度かけて、水と石けんでていねいに洗う。(手を拭くタオルやハンカチ等は共用しない)		
【授業】		教科活動については警戒レベルに応じて、「感染対策を行った上で実施する」⇒「検討する」⇒「行わない」など活動内容を選択する。 全教科⇒「長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」「近距離で一斉に大きな声で話す活動」 理科⇒「児童が近距離で活動する実験や観察」 図画工作⇒「児童が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」 音楽⇒「室内で児童が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」 家庭⇒「児童が近距離で活動する調理実習」 体育⇒「密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする運動」 (間隔を確保できない場合、息苦しさや熱中症のリスクがない場合は、マスクの着用をすすめる) ※プールにおいては、水中感染のリスクは低いと指摘されているが、密集・密接の場面が想定されるため、様々な感染リスクへの対策が不十分な場合はプールの授業は実施しない。		
飛沫による感染を回避する				
【部活動など(スポーツ少年団)】		①緊急事態宣言時は停止(県や市の感染者発生状況を確認しながら総合的に判断していく) ②可能な限り感染及びその拡大のリスクを低減させながら、なるべく個人での活動とし、少人数で実施する場合は十分な距離を空けての活動を行う など状況に応じて段階的に実施する。密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動は行わない。		
【熱中症・脱水症状対策】		①のどが渇かなくても定期的に水分補給をする。体育の時間は授業中の水分補給も許可する。 ※水筒の共有はしない。 ②エアコンのある教室等を中心に活動し、換気も行う。 ③毎日の家庭や学校における健康観察は、熱中症予防においても有効なので、今後もていねいに行う。		
【発熱やかぜ症状を確認した場合】		①発熱者等の待機場所は、保健室内をついたて等で区切る。 ②当該児童を安全に帰宅させる。(症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導) ※早退させるまで必ず職員が付き添う。早退後は、換気を十分に行い、消毒等の感染予防策を行う。		
放課後		【消毒】	①ドアノブ、手すり、スイッチなど、みんなが手を触れる箇所及び共用物を1日1回程度、教職員が消毒する。	
		【下校】	①校門や玄関口等での密集しないようにする。 ②友達や一般の人と十分な身体的距離を確保できない場合はマスク着用する。但し暑さで息苦しいと感じた時は我慢しない。	
家庭	【家に帰ったら】	①不要不急な外出を控える。 ②家に帰ったら、すぐに手を洗う。30秒程度かけて、水と石けんでていねいに洗う。(手を拭くタオルやハンカチ等は共用しない) ③人の多い場所に行った後は、できるだけすぐにシャワーを浴びて、着替える。 ④高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重に行う。		
その他	【連絡体制】	①感染防止について不安や悩み・相談など⇒糸満市教育委員会(098-840-8165) ②発熱・かぜ症状など⇒沖縄県南部保健所「帰国者・接触者相談センター」(098-889-6591) ③発熱・かぜ症状など⇒新型コロナウイルス感染症 相談窓口(コールセンター)(098-866-2129) ④学校のホームページの活用した情報提供の整備。 ※本人または、同居の家族にかぜ症状が見られる場合で、登校せず自宅での健康観察を行う場合⇒米須小学校(098-997-4511)		

【参考】 ○《教保第668号令和2年7月10日》 学校(園)における新型コロナウイルス感染症の患者発生時の対応について(令和2年7月10日時点) (第16報-②) 別紙 学校(園)における新型コロナウイルス感染症の患者発生時の対応(フロー図)(令和2年9月11日時点) ○《厚生労働省《健康第0612第1号令和2年6月12日》 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて(一部改正) ○学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2020.12.3 Ver.5) ○小学校、中学校及び高等学校等にかかる感染事例等を踏まえて今後求められる対策等について(通知) 2文科初第700号令和2年8月6日 ○県立学校における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン(令和2年9月11日版) ○県立学校における地域の感染レベルに応じた感染症対策について ○県立学校における地域の感染レベル別の感染症対策 別紙1-1 ○県立学校における地域の感染レベル別の感染症対策(保健体育・運動部活動)(別紙1-2)